

職場意識改善計画認定申請書

平成 21 年 4 月 日

広島 労働局長 殿

職場意識改善計画の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

申請事業主 住所 〒 731-4311 広島県安芸郡坂町北新地1丁目4-99

電話番号 082-886-3711

氏名 有限会社 カサミ工業
代表取締役 岩本 雅至



※事業主が法人の場合は、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

申請事業主の業種 (該当するものに○印を付けてください)	<input type="checkbox"/> ア 小売業 <input type="checkbox"/> イ 卸売業 <input checked="" type="checkbox"/> ウ サービス業 <input type="checkbox"/> エ その他の業種
申請事業主の資本金又は出資金の総額	3,000,000 円
申請事業主の常時雇用する労働者の数	27 人
労働時間等の設定の改善を図る目的により、国や地方公共団体から補助金を受けていないか (該当するものに○印を付けてください)	有 → 助成金の名称 [] <input checked="" type="checkbox"/> 無
職場意識改善計画に盛り込み、実施する以下の取組事項を○で開んでください。 (ア及びイは必ず選択すること。ウのうちa及びbは必ず選択し、c～eのうち1つ以上選択すること。)	
取組事項	<input checked="" type="checkbox"/> ア 実施体制の整備のための措置 [労働時間等設定改善委員会の設置等労使の話し合いの機会の整備 労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任]
	<input checked="" type="checkbox"/> イ 職場意識改善のための措置 [労働者に対する職場意識改善計画の周知 職場意識改善のための研修の実施]
	<input checked="" type="checkbox"/> ウ 労働時間等の設定の改善のための措置
	<input checked="" type="checkbox"/> a 年次有給休暇の取得促進のための措置
	<input checked="" type="checkbox"/> b 所定外労働削減のための措置
	<input checked="" type="checkbox"/> c 労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間の設定
<input checked="" type="checkbox"/> d 労働時間等設定改善指針の2の(2)に定められた、以下に掲げる特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与等の措置 ・健康の保持に努める必要がある労働者 ・子の養育、親の介護等を行う労働者 ・妊娠中及び出産後の女性労働者 ・単身赴任者 ・自発的な職業能力開発を図る労働者 ・地域活動等を行う労働者	
<input type="checkbox"/> e ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用による多様な就労を可能とする措置	

職場意識改善計画

平成 21 年 4 月 1 日

取組事項	具体的な取組内容
1 実施体制の整備のための措置	
① 労働時間等設定改善委員会の設置等 労使の話し合いの機会の整備	<p>(1年度目) 従業員及び経営者の代表者で構成される、労働時間等設定改善委員会を設置する。 年2回のペースで会議を開催し、労働時間等の改善に向けて労使間で話し合いを行う。</p> <p>(2年度目) 初年度の実績を踏まえながら、年4回のペースで会議を開催し、所定外労働時間の削減、年休の取得しやすい環境整備、業務改善などさまざまな議題を扱うこととし、労使双方で社内の労働時間等の設定改善に努めたい。</p>
② 労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任	<p>(1年度目) 労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者を選任、周知し、職場内の労働時間等の設定改善の取組を進めるための意見要望等の受付体制を整備する。また、受け付けた苦情、意見等について検討する場を年2回設ける。</p> <p>(2年度目) 朝礼等を利用し、労働時間等に関する苦情、意見及び要望等を受け付ける担当者を周知し、受け付けた苦情、意見等について検討する場を年4回設ける。また、アンケートを実施するなどして意見を積極的に集める。</p>
2 職場意識改善のための措置	
① 労働者に対する職場意識改善計画の周知	<p>(1年度目) 職場意識改善計画について従業員に説明し、事務所及び食堂等の見やすい場所に掲示を行い、周知を図る。</p> <p>(2年度目) 従業員への周知として、職場意識改善計画のポイントや取組事例をまとめた文書を作成し、会社の掲示板等に貼り出すことにより一層の周知を図るとともに、自社のホームページに職場意識改善計画の概要を掲載し公表することにより、当該取組について内外に広く周知する。</p>
② 職場意識改善のための研修の実施	<p>(1年度目) 職場意識改善の必要性や意義について、主に管理職に対して周知を図るため、職場意識改善のための研修会を最低1回開催し、まずは管理職の意識啓発を図る。</p> <p>(2年度目) 前年度の研修結果を踏まえ、外部講師を招き研修会を最低1回開催することにより、管理職等の意識改革を図る。</p>

職場意識改善計画

平成 21 年 4 月 1 日

取組事項	具体的な取組内容
<p>3 労働時間等の設定の改善のための措置</p>	
<p>① 年次有給休暇の取得促進のための措置</p>	<p>(1年度目) 従業員が年次有給休暇を確実に取得できるようにするため、個人別の年次有給休暇取得実績表を作成し、取得予定や実績等を把握するとともに、年次有給休暇の計画付与制度を導入に必要な体制を整備する。なお、1年度目は計画付与制度の導入に必要な規程の整備等必要な調整を行う。</p> <p>(2年度目) 年次有給休暇の計画付与制度の周知を図るとともに、個人別の年次有給休暇取得実績表の実績把握を徹底し、取得が進んでいない従業員に対して注意を喚起するなど取得促進の徹底を図る。</p>
<p>② 所定外労働削減のための措置</p>	<p>(1年度目) 所定外労働を削減するための具体的な取組として「健康管理日」（ノー残業デー）を導入し、最低毎月1日は残業しない日を設定し、会社カレンダーを事務所、工場内への掲示等により、各職場に周知・徹底することにより所定外労働の削減を図る。</p> <p>(2年度目) 毎月所定外労働時間を把握し、所定外労働を前提とした業務処理体制からこれを前提としない業務体制へ改善する。計画的に効率よくメリハリをつけて仕事を進める。安易に残業をしない・させないという管理者を含めた意識改革に向けた取組を促進する。</p>
<p>③ 労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間の設定</p>	<p>(1年度目) 柔軟な働き方の活用を図るため、従業員の希望を聞きながら、フレックスタイム制及び短時間正社員制度の導入に必要な規程の整備等必要な調整を行う。</p> <p>(2年度目) フレックスタイム制及び短時間正社員制度を導入、実施する。さらに運用を行いながら問題点等について検討を行い、制度として定着させる。</p>
<p>④ 労働時間等設定改善指針の2の(2)に定められた、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与等の措置</p>	<p>(1年度目) 健康の保持に努める必要があると認められる従業員に対し、健康診断の結果等勘案し、必要があるときは、労働時間の短縮を行い、所定外労働を削減する制度の導入に向け検討を行う。</p> <p>(2年度目) 制度の周知を図り、該当者には制度を活用してもらい健康の保持に努めてもらう。</p>
<p>⑤ ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用による多様な就労を可能とする措置</p>	<p>(1年度目)</p> <p>(2年度目)</p>

(注) ①及び②は必ず記載し、③～⑤のうち1つ以上選択して記載してください。